免税点判定　フローチャート

算定期間末日現在、八王子市内に事業所等がありますか

- いいえ → **課税対象となりません**
  ※前事業年度または前年において納税義務を有した場合は免税点以下申告が必要です。
- はい → 資産割、従業者割を算定期間末日現在で各々判定します

《資産割の免税点判定》
非課税床面積を除き、八王子市内の全事業所等の合計床面積が1,000㎡を超えますか

- はい → 資産割が課税となります
- いいえ → みなし共同事業に該当し、特殊関係者の事業に係る事業所等の事業所床面積及び従業者数を含めたとき、免税点を超えますか
  - はい → 資産割が課税となります
  - いいえ → **課税対象となりません。**
    ただし、事業所床面積が800㎡又は従業者数が80人を超える場合は、申告のみ必要となります
  - はい → 従業者割が課税となります

≪従業者割の免税点判定≫
非課税の従業者を除き、八王子市内の全事業所等の合計従業者数が100人を超えますか

- いいえ → みなし共同事業に該当し、特殊関係者の事業に係る事業所等の事業所床面積及び従業者数を含めたとき、免税点を超えますか
  - はい → 資産割が課税となります
  - いいえ → **課税対象となりません。**
    ただし、事業所床面積が800㎡又は従業者数が80人を超える場合は、申告のみ必要となります
  - はい → 従業者割が課税となります
- はい → 従業者割が課税となります

【非課税とは？】
・従業者のための福利厚生施設（食堂、休憩室など）は非課税の対象となります
・障害者・高齢者（65歳以上）は従業者から除きます

資産割が課税となります

≪課税標準となる事業所床面積を求めます≫
（事業所床面積　－　非課税床面積
　－　控除床面積）㎡

資産割額を計算します
　課税標準となる事業所床面積
　×　600　（円／㎡）
※100円未満の切捨てはしません

従業者割が課税となります

≪課税標準となる従業者給与総額を求めます≫
（従業者給与総額　－　非課税従業者給与総額
　－　控除従業者給与総額）円

従業者割額を計算します
　課税標準となる従業者給与総額
　×　0.25／100
※100円未満の切捨てはしません

資産割額と従業者割額を合算し、事業所税額を求めます（100円未満は切捨てます）

求めた事業所税額を申告納付します

※申告納付期限の延長制度はありません。